

第3章 計画の基本理念・目標

1 基本理念

2025年(令和7年)に団塊の世代の人がすべて後期高齢者となり、介護や医療を必要とする人、要介護認定者、認知症の人が増加することが予測されます。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯のほか、ひきこもる子どもと同居し生活に窮する高齢者(「8050問題」)や、親族等からの経済的な支援を得られず経済的に困窮する高齢者の増加も見込まれます。

こうしたなか、行政と事業者(公・共)、地域(互)、そして家族や高齢者(自)が、それぞれ力を高め発揮して、身近なところでバランスよく役割を果たしていくことが(地域包括ケアシステム)、生きがいある毎日と安心な暮らしを支えるうえで重要です。

またそれらは、決してばらばらにはたらくのではなく、自助の努力を互助が見守り共助と公助で支え、互助の活動を自助が盛り上げ共助と公助で支援するといったように、常に関係して補完し合っていくことが必要です。

この計画は、前計画の基本的な考え方や趣旨を引き継ぎ発展させることにより、ひとり的高齢者が決して孤立することなく身近な人とつながり、高齢者も含む多くの市民がお互いさまの気持ちで多様な支え合い活動を展開し、公的機関が様々な制度と機能でそれらを支えるまちづくりを進めるための計画です。

地域でひとが共に生きる野洲市をめざし、高齢者が自分らしく生きがいを持って生活し、安心して地域とつながり支え合う、お互いさまのまちづくりを推進します。

◆◆ キャッチフレーズ ◆◆

～地域でひとが共に生きる野洲市をめざして～
 高齢者が自分らしく生きがいを持って生活し
 安心して地域とつながり支え合うお互いさまのまちづくり

2 基本目標

(1) いつまでも元気で暮らせるまちづくり

高齢化が進む、そのことは決して困ったことではありません。70歳代を中心に元気な高齢者も増えている今日、健康寿命がさらに延伸し、就労や地域活動などの様々な場で活躍する高齢者が増えることは、まちの元気につながります。

そのために、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験や能力を活かし、地域活動など様々な活動の重要な担い手として参画できるよう、第7期中に取りまとめた支援プログラムなどにに基づき促します。また、介護予防や高齢者の生活支援などの活動にも、元気な高齢者のボランティアの力が有効です。こういった「高齢者相互支援活動」を支援し、高齢者が生きがいをもって暮らせるまちづくりを進めます。

本市では、健康づくりや介護予防について、行政が個人へ直接働きかけたり指導したりする方法に加え、個人が気軽に取り組める環境を身近につくる働き掛け(ヘルスプロモーション)を、地域や団体、企業、学校などに向けて行っています。個人の健康づくりや介護予防の取組を支える環境が、地域社会全体に整うよう取り組みます。

また、これまで別々に取り組んできた介護予防の取組と生活習慣病予防の取組を連携させ、一体的に実施することで、長く元気で自分らしい生活ができるよう、高齢期の健康づくりを総合的な視点で支援していきます。

(2) 地域で暮らしを支え合うまちづくり

第5期計画から取組が始まった「地域包括ケアシステム」を構築して深化させていく取組は、まちづくり政策・地域づくり活動そのものです。いつが終わりというものではなく、市民生活の状況や社会ニーズの変化に柔軟に対応しながら、常に先へと進めていくべき取組です。

公・共の取組においては、次項に示すとおり、要介護者や家族にとって必要で適した介護・予防のための施策やサービスを受けられるよう、民間サービス・行政施策の基盤強化に取り組みます。また、後期高齢者の増加見込みに鑑みて、総合相談や権利擁護の拠点である地域包括支援センターを日常生活圏域単位に設置する方向に改め、今計画期から段階的に推進していきます。

これからは各地域包括支援センターが軸となり、地域の医療・介護の機関の連携強化、職員の交流促進のほか、各地域の多様な担い手による多彩な福祉的活動をより積極的に評価し支援する制度を整備したうえで、必要とする高齢者につなげる取組を進めていきます。また、新しい地域福祉計画に掲げた全庁的な課題である、新たな重層的支援体制・拠点(*)の整備に関しては、今日まで地域包括支援センターが社会福祉協議会とともに進めてきた「生活支援体制整備事業」や「地域ケア会議」等の実績も活かしながら、他の福祉分野と協調して取り組んでいきます>(*改正社会福祉法の趣旨に基づき国が提唱している「断らない相談窓口」を持ち、福祉のまちづくり活動支援までを担う体制・拠点)

そのほか、頻度が増加する災害への対応や、新型コロナウイルス等の感染症のクラスター発生などにより介護現場がひっ迫した場合などを想定した事業所間での連携方法、資材・人材の確保方法等を関係者と協議のうえで確立していきます。

また、今後も認知症の高齢者は増加すると見込まれています。認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で良い環境のもとで、自分らしく暮らし続けることができるよう、まずは、市民が認知症のことをよく知り、当たり前のこととして理解されるように啓発を進めます。また、自分や家族、近所の人などの異変に気付いたときに、適切な医療や介護に速やかにつなげることができるよう、若年性認知症を含む市民啓発の強化と、初期集中チーム等の体制整備にさらに取り組みます。さらに、認知症の人のひとり歩きを見守る地域の意識向上と、多くの市民などによる見守りネットワークの拡大と手法の充実を図るとともに、新たな技術ツールの試行を積極的に行います。

また、認知症の増加や核家族化により、養護者による虐待や不適切な介護、「8050問題」などの複合的な困難ケースが増加しています。地域連携のネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置による成年後見制度の利用支援の充実のほか、上に記した「重層的支援体制」を模範とした庁内関係課や関係機関とのスムーズな連携を実践していきます。

(3) 介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

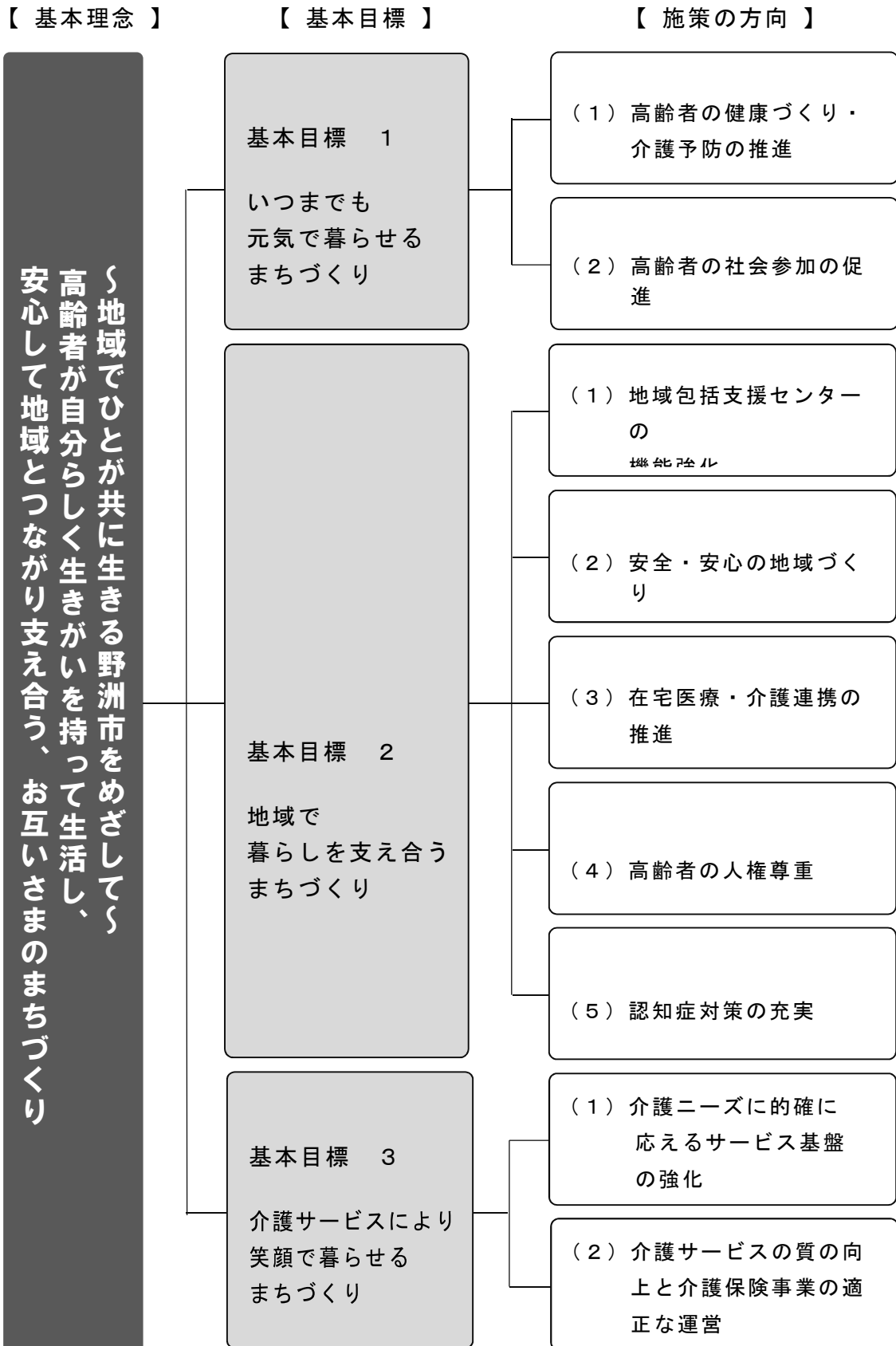
施設介護サービスについては、前計画期における整備によって一定充足し、当面その状況は維持できると考えます。居宅サービスについては、特に訪問介護・介護の提供体制の充実と、リハビリ系、認知症対応型サービスの拡大のほか、「小規模多機能型居宅介護サービス」の拡大を促します。

また、多様な担い手による予防サービスの提供を進めるために、ボランティアによる身近な地域で親しみやすい居場所や、家事援助、移動支援活動を勧める総合事業 B・D 型補助を制度化します。総合事業 A 型については、現行ニーズに見合った拡大が一定図れていると思われることから、現状のまま推進します。

介護人材の確保については、介護保険サービスの適切な供給を図るうえで最も重要な課題です。労働力人口全体が減少するなか、国・県に対しては、介護職員のさらなる処遇改善や適切なサービス評価、必要なサービス水準を低下させない前提で実態に見合った基準・制度の合理化を図ることなどを求めます。市としては、県の支援や先導を受けながら、市民のなかに潜在する介護就労ニーズの掘り起こしや定着促進等の事業に取り組んでいきます。

また、介護保険の保険者として、給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス(事業者)への指導と支援に引き続き取り組みます。

3 施策体系



第4章 施策の展開

1 いつまでも元気で暮らせるまちづくり

(1) 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

成果と課題

○生活習慣病の早期発見・予防のために実施している国民健康保険の特定健診の受診率は、全県で最も高い水準にあります。しかしながら、近年は下降しており、受診率をけん引してきた団塊の世代が後期高齢者医療に移行しているためと分析されています。年代別受診率をみると40歳代等若年層の受診率は25%程度と低く、また、大腸がん、胃がん健診の受診率は、近年上昇傾向にあるものの全県平均よりは依然低調です。高齢になってからの健康を考えると、若い世代の健康意識の向上が課題となります。

■健診・検診等の受診率

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定健診受診率(全体)	50.5%	49.6%	46.8%
(うち 40 歳代)	24.4%	25.2%	—
特定保健指導実施(終了)率	23.8%	31.0%	21.9%
大腸がん検診受診率(推計)	10.6%	11.6%	12.1%
胃がん検診受診率(推計)	3.9%	4.4%	5.1%

○認知症、サルコペニア、フレイル等の予防を主眼とする介護予防事業としては、いきいき百歳体操などの高齢者による自主的な活動、サロン等地域の担い手や元気な高齢者による相互支援活動、そして行政による C 型事業等の集中的な意識付けの活動等、幅広く促進・推進してきました。その結果、いきいき百歳体操や地域ふれあいサロンは、団体数や実施回数等も大きく伸び、高齢者や地域の中で高齢者の健康づくりに対する意識が高まっているものと見ています。しかし、後期高齢者数や高齢者世帯は年々増加傾向にあるため、引き続き、これらの市民活動を促進していく必要があります。

■いきいき百歳体操の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
いきいき百歳体操登録団体数	36 団体	49 団体	53 団体
いきいき百歳体操登録者数	776 人	1,089 人	1,250 人

○保健分野が実施する生活習慣病の重症化予防等の事業では、国民健康保険に加入する74歳以下を対象に個別・集団アプローチ等を実施していますが、75歳以上の後期高齢者は制度上対象でないことから、体系的な取組には至っていません。また、74歳以下の高齢者への保健指導・啓発は、生活習慣病予防の重症化予防が主旨になっています。一方で介護分野が実施する啓発事業や個別指導、介護・予防のケアマネジメントには、生活習慣病の重症化予防等の保健指導の視点が十分といえない状況です。一人のひとの健康づくりを合理的に考え、これら両者の取組を接続させていく必要があります。

施策の方向性

- 高齢期の健康維持、健康寿命の延伸のためには、若年・壮年期（現役世代）における健康づくりが重要であることから、「ほほえみやす21健康プラン」に基づき、市民をはじめ関係団体、企業、学校等の様々な人々が家庭や地域で主体的に健康づくりに取り組めるよう継続して推進していきます。
- 高齢者が社会と繋がり、持ちうる力を活かして活躍されることは、高齢者の健康づくりにおいて最も重要です。この認識を基本に、高齢者自身が主体的に取り組む健康づくり活動やボランティア活動、地域における（高齢者による相互支援を含めた）居場所や見守り活動、生きがい活動などの促進を、成果が進んだ7期中の実践内容や検討したプログラムを基に強化充実させていきます。
- 改正高齢者医療確保法にうたわれた「保健事業と介護予防の一体的実施」の趣旨を踏まえた高齢者の健康づくり事業を、個別アプローチ、集団アプローチのいずれにおいても推進していきます。

主要な事業

事業名	事業の方向
小地域ふれあいサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における高齢者の健康づくりの場として、社会福祉協議会と連携して実施します。 ・地域への支援の具体策である補助金制度を見直すことで、より多くかつ多様な担い手がサロンを主催でき、参加者も広がるよう改善を行います。
保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者に、疾病の重症化予防と介護予防双方の視点で高齢者の特性を踏まえた保健事業を新たに実施することが必要であることから、これに必要な医療専門職を配置し、精力的に推進します。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
いきいき百歳体操登録団体数	上昇	53 団体	65 団体
いきいき百歳体操登録者数	上昇	1,250 人	1,400 人
要介護認定率(全体)	抑制	17.5%	18.5%
要支援 1～要介護 2	抑制	11.3%	12.0%
要介護 3～要介護 5	抑制	5.7%	6.0%
「生きがいがある」と答えた高齢者〔ニーズ調査〕			
一般高齢者	上昇	82.2%	85.0%
要支援認定者	上昇	59.3%	65.0%

(2) 高齢者の社会参加の促進

成果と課題

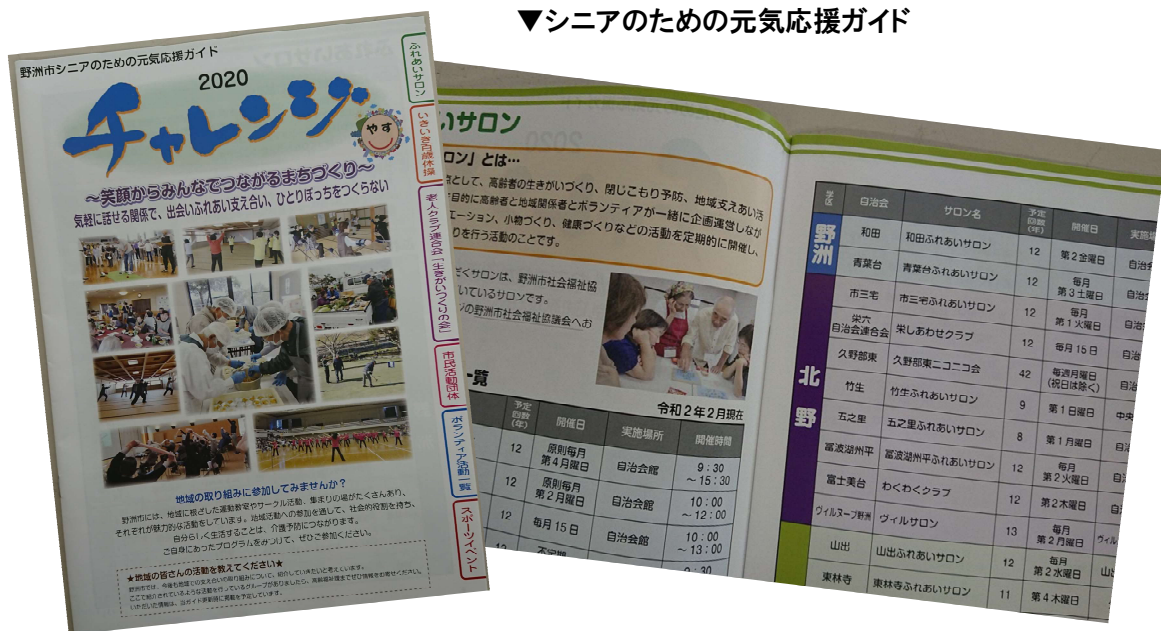
○高齢者が培ってきた知識と経験を生かしてボランティア活動などの多様な社会活動に積極的に参画される地域社会をめざし、市社会福祉協議会や高齢者に関わる団体等とともに検討を重ね、ボランティア活動等への参加のきっかけや仕掛け・しくみ、研修等の事業例、団体の役割分担を示したプログラムを作成しました。このプログラムの検討過程で、関係団体間での認識と連携が強まったほか、取組を一部試行したところ、参加者からの反響は良好でした。

■各講座の参加状況

	令和元年度
地域活動基本講座参加者数	18人
ボランティア活動分野別講座参加者数	29人

- 身近な地域の通いの場や趣味、ボランティア活動などの情報が分からないという声・課題を解消するために、「シニアのための元気応援ガイド」を創刊しました。関係情報を一元化し可視化したことで、高齢者本人のほか、地域の支援者にも活用され、活動の円滑化に繋がりました。
- 今後、これらプログラムや情報誌が活用されて、実践的活動が拡大していくよう促すことが課題となります。

▼シニアのための元気応援ガイド



- 老人クラブの会員数は、高齢者の価値観・志向性の多様化、定年延長、役員の負担増などが要因し、減少傾向にあります。
- 令和元年度に「老人クラブあり方検討委員会」の開催を支援し、今後の単位老人クラブの活動の見直しや老人クラブ連合会の役割などを見直すきっかけを示唆しました。
- 今後は、活動内容の変容や転換を経て会を持続され、高齢者が身近な地域で、楽しみながら繋がり合い、支え合う活動を自主的に展開されていくことを仕掛けていく対策が必要となります。

■老人クラブの状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市老人クラブ連合会登録団体数	88 団体	87 団体	82 団体
市老人クラブ連合会登録会員数	5,087 人	4,952 人	4,505 人
市老人クラブ連合会会員加入率	39.6%	38.0%	34.2%

注：会員加入率は、各 10 月 1 日現在 65 歳以上住民基本台帳人口が分母

施策の方向性

- 高齢者は必ずしも福祉の受け手ではなく、持ちうる力を活かして社会の重要な担い手として活躍されることが必要です。そのためには、退職後を見据え、現役時代から地域での人間関係を築いておくことが重要です。
- 地域活動、高齢者の見守り活動などのボランティア活動への実際の参画を促すため、7 期中に整理したプログラムやあり方指針を基に個別に支援していきます。
- 実践的な活動を促進・拡大することで、高齢者自身が健康で生きがいを持った生活を送ることができる地域社会をめざします。

主要な事業

事業名	事業の方向
高齢者ボランティア活動支援	・第7期の計画期間中に策定した高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム(◆1)に定めた研修の場の運営、マッチング制度の運用などについて、特に社会福祉協議会と緊密に連携して具現化を図り、実際に地域活動やボランティア活動に参画される高齢者が拡大するようめざします。
老人クラブの活動促進	・単位クラブや学区組織の活動が「老人クラブあり方検討委員会」が示した指針「野洲市のこれからの老人クラブのあり方について」(◆2)に基づき、活動の活性化や多面化が図られるよう、市老人クラブ連合会の創造推進員等を支援して促していきます。

◆1「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」とは…

市民や関係機関で構成する検討会の意見をもとに、高齢者の地域活動や社会参加を促すため、野洲市老人クラブ連合会、野洲市社会福祉協議会、行政関係機関、高齢者・障がい者施設や市民活動団体等が連携して取り組む際の基本的な考え方や、関係機関の役割、具体的な取り組み例などを示したものです。

◆2「野洲市のこれからの老人クラブのあり方について」とは…

野洲市老人クラブ連合会から諮問を受けた検討委員会において、「老人クラブ活動の活性化、ひいては会員加入率の向上に係る方策」と、「高齢者の生きがいと元気の向上、つながりの促進のために、老人クラブがなすべきこと」を検討し、議論の結果を集約した答申書です。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
ボランティア関係講座参加者数	上昇	47人	54人
高齢者のボランティア登録者数	上昇	一人	1,000人
市老人クラブ連合会加入率	維持	34.2%	35%
地域の会等へ、参加している・したい・してもよいと考える一般高齢者[ニーズ調査]			
参加者として	上昇	73.1%	80%
企画・運営者、世話役として	上昇	46.3%	50%

注：「地域の会等」…地域住民の有志による健康づくりや趣味のグループ活動。

2 地域で暮らしを支え合うまちづくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

成果と課題

- 「個別地域ケア会議」で個別ケースの課題分析等を積み重ね、把握した地域課題を集約・検討する目的で、「圏域ケア会議」を3中学校圏域で開催しました。
- 「地域包括連絡会議」に市全体の課題とすべきものを持ち上がり例年集約を行いました。一例として、ゴミ出し困難者への地域支援方策として、当日朝しか認められていなかったゴミ出しを、要援護者については前日夜から可とすることを地域で容認するモデルルールを市で制定し、該当自治会にその適用を促し、困難者の生活支援に繋がりました。

■地域ケア会議の開催状況

	平成 30 年度	令和元年度
地域ケア会議(プランチェック型)開催回数	36 回	35 回
地域ケア会議(困難事例型)開催回数	17 回	18 回

- 高齢者が安心してなんでも相談できる総合相談窓口として、相談支援業務を行いました。相談内容に応じたサービスと支援を実現するため、市の関係課のほか、関係する専門機関との連携を包括的に行う仕組みづくりをめざしました。
- 相談(協議)延べ人数に占める相談者の種別割合は、医療機関/福祉機関が高齢者虐待に関わる連絡調整の関係で増加しています。また、関係行政機関の協議については、一人の対象者に関して複数回行っています。虐待事案についても、一人の対象者について複数回の相談を行っています。

■地域包括支援センターにおける相談実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
窓口相談延べ人数	4,558 人	4,760 人	6,320 人
窓口相談実人数	1,058 人	1,018 人	976 人

施策の方向性

- 地域の医療や関係団体・機関が結びつく地域ネットワークの構築を、地域包括支援センターが引き続き先導するとともに、地域住民やインフォーマルの団体などによる多様な共助の活動とも結び付け、重層的な地域包括支援体制の構築をめざします。
- 各地区の担当チームを基準に、地域のひと・団体とのネットワークづくりを進めます。

- 関係機関や庁内各課と有機的な連携体制を持つことで、各チームがワンストップで対応できる体制づくりを可能な限り進めていきます。

主要な事業

事業名	事業の方向
地域包括支援センターの日常生活圏域への配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの日常生活圏域への配置を段階的かつ計画的に進め、地域住民により身近で便利な相談機関となるよう努めるとともに、アウトリーチの充実も図ります。 ・ 地域の支援者等と信頼関係を築くなかで、その地域で不足しているサービスや生活資源といった固有の課題やニーズ情報を近しく把握し、地域に応じた生活支援体制の整備を促進します。
「個別地域ケア会議」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難事例などに関する「個別地域ケア会議」を引き続き開催し、利用者本位のサービス提供やケアマネジャーの資質向上をめざします。 ・ 会議で明らかになった地域課題を、圏域調整型のケア会議、市全体の広域開発型の地域包括連絡会議などで検証する取組を引き続き強化していきます。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
本人、家・親族等からの相談件数*1	維持	2,597 件	2,600 件
ケアマネジャーからの相談件数	上昇	1,315 件	1,500 件
その他支援機関等からの相談件数*2	上昇	2,380 件	4,000 件
地域ケア会議開催回数(プランチェック型+困難ケース型)	維持	53 回	48 回
地域包括支援センターを知っている高齢者〔ニーズ調査〕			
一般高齢者	上昇	46.0%	50.0%
要支援認定者	上昇	61.5%	63.0%

*1 本人、配偶者、子、子の配偶者、他の家族、近隣、関係者一同、その他

*2 医療機関、行政機関、福祉機関、司法機関、民生委員、主治医、法律家

(2) 安全・安心の地域づくり

成果と課題

- 「見守りネットワーク」(配達や訪問業務を行う民間事業者と協定を結び、日常の業務のなかで地域の高齢者等の異変に気付いた場合、市へ連絡を行う体制)の体制整備が整って、参画事業者数も増えています。
- 小地域ふれあいサロンは、地域のなかでの顔が見える関係づくりや閉じこもり防止、介護予防に関する重要な地域活動として全体的には設置自治会数、実施回数とも拡大・充実していますが、自治会により活動内容に差がみられます。
- 緊急通報システムは、特定の慢性疾患がある方や、日常生活に不安を感じる一人暮らし高齢者の自宅に端末機を設置することで、緊急時の安全の確保を図り、安心した在宅生活の支援を行うことができました。
- 災害時要配慮者が安心して避難できる場所として「福祉避難所・2次的避難所」の指定・協定はしていますが、内容や運営方法等の検討ができておらず、対策を急ぐ必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の対策として、事業所が閉鎖になった場合などに利用者を他事業所で受け入れたり、職員が不足した場合に相互に派遣し合う仕組みを、事業者、県と協力して制度化しました。

■安全・安心な地域づくりに関する実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
「見守りネットワーク」協定の締結団体数	31 団体	36 団体	40 団体
ふれあいサロン実施自治会数	63 自治会	67 自治会	67 自治会
ふれあいサロンの数	72 サロン	80 サロン	84 サロン
ふれあいサロン開催回数	867 回	1,117 回	1,153 回
緊急通報システムの設置機数	61 人	58 人	56 人

施策の方向性

- 認知症等高齢者のひとり歩きへの理解を推進し、多くの市民が温かい目で見守る地域社会をめざします。
- 多様な有志の担い手によるサロン活動や訪問支援の活動を促し支援することで、身近な地域に、多彩な居場所、通いの場、その他の生活資源を増やしていく必要があります。地域との連携や担い手の支援強化を図るため、引き続き市社会福祉協議会と連携し、まちづくりを推進していきます。

- 災害時に要援護者が安心できる体制を具体的に整え、市民や関係機関との情報共有を基本に、実体化していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症への正しい理解を事業者や利用者に広めます。また、発生時における高齢者や養護者への支援、事業者からの相談などに、適切に対応します。

主要な事業

事業名	事業の方向
認知症高齢者・見守りネットワーク協定	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症等高齢者の行方不明が発生したときの対策として「見守りネットワーク」の協定先等に検索に必要な基本情報を市から提供し、検索協力を依頼することで、早期発見する仕組みを確立します。 ・事前登録を促し、見守りシールを配布するなど、地域での見守りを強化します。 ・今後、有志の市民や市民団体などにも拡大させて、多くの市民の温かい目が高齢者の一人歩きを見守るまちをめざします。
小地域ふれあいサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンについては、市・市社協からの支援対象を自治会主催のものに限定してきましたが、今後は、老人クラブや元気な高齢者の有志によるボランティアグループなど、一般の有志の担い手による活動も支援の対象とできるように、総合事業のB型補助制度の実施をめざすなかで検討していきます。 ・身近な地域に、さらに多彩で親しみやすい居場所・通いの場を増やしていきます。
生活支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と強く連携し、かつ、その機能を活かして推進できるように支援していきます。また、地域包括支援センターの日常生活圏域への配置を進めることで、地域活動をさらにきめ細かく支援し、生活資源の見える化と活用を進めます。
福祉避難所等、災害時の要援護者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所等の災害時の要援護者の安全確保に向け、場所、物資、スタッフをどのように確保できるかを介護事業所連絡協議会等と協議します。 ・できるだけ住まいに近い場所で安心な避難ができる具体的方策を定めます。 ・要援護者の災害時等における支援方法等をあらかじめプラン化し、行政、支援者、地域で情報把握するしくみを関係機関とともに検討します。・福祉避難所等の災害時の要援護者の安全確保に向け、場所、物資、スタッフをどのように確保できるか

事業名	事業の方向
	<p>を介護事業所連絡協議会等と協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ住まいに近い場所で安心な避難ができる具体的方策を定めます。 ・要援護者の災害時等における支援方法等をあらかじめプラン化し、行政、支援者、地域で情報把握するしくみを関係機関とともに検討します。 ・新型コロナウイルス感染症への正しい理解を事業者や利用者に広めます。また、発生時における高齢者や養護者への支援、事業者からの相談などに、適切に対応します。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
「見守りネットワーク」の締結団体数	上昇	40 団体	46 団体
ふれあいサロン実施自治会数	上昇	67 自治会	75 自治会
ふれあいサロンの数	上昇	84 サロン	100 サロン
ふれあいサロン開催回数	上昇	1,153 回	1,300 回
災害時「頼れる人がいない」とする〔ニーズ調査〕			
一般高齢者	下降	5.7%	5.0%
要支援認定者	下降	6.2%	5.5%
災害時「不安は特にない」とする〔ニーズ調査〕			
一般高齢者	上昇	22.2%	23.0%
要支援認定者	上昇	8.4%	9.0%

(3) 在宅医療・介護連携の推進

成果と課題

- 地域医療あり方検討会（在宅ケア部会、24 時間訪問看護・介護検討会）での事例検討を通じて、連携のあり方などについての関係者の理解を進めました。
- 「つながりやす会議」（医療・介護関係者有志の多職種交流会）においては、顔の見える関係づくりを進めました。
- 関係者間では、相互連携や平時からの関係構築の重要性の認識は相当深まってきています。今後は実際のケース対応等において、チーム然として関係者が連携し合うケアが具現化できるよう、引き続き関係性の深化と拡大が必要となります。
- 地域住民への普及啓発では、民生委員を対象に在宅療養についての啓発や相談窓口の周知を図りました。
- 平成 30 年度には、御上会野洲病院の協力を得て「在宅療養・在宅介護推進のための介護者・地域住民等への啓発・指導事業」を実施し、各学区別に「在宅でもここまでできる!」をテーマに啓発活動を行いました。
- 在宅医療・介護は、制度的には一定充実が図られていますが、実際の介護者家族の意識はまだ施設や入院志向が強い実情がみられます。
- 在宅療養手帳の活用状況を把握し、内容等を改定しながら、関係者への周知を図りました。

■在宅療養手帳の利用状況

	平成 30 年度	令和元年度
在宅療養手帳利用者のうち要介護3以上の人の割合	45%	39%

施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた家や地域で、医療・介護サービスを一体的に受けられるよう、医療者・介護従事者等の相互連携を強化するとともに、安心して在宅で療養ができるよう支援体制やサービスの充実を引き続き推進・促進していきます。
- 在宅療養に係るサービス内容や支援制度について、市民に向けて情報提供や周知を行うとともに、市民病院等医療機関のソーシャルワーカーやケアマネジャーとの連携をさらに図り、関係する支援者が協調して在宅医療・介護を推進します。

主要な事業

事業名	事業の方向
顔が見える関係づくり	・在宅療養体制の充実をすすめるため、引き続き、地域医療あり方検討会（在宅ケア部会、医療・介護多職種交流会、24時間訪問看護・介護検討会等）で、顔が見える関係づくりを進めます。
24時間対応の在宅支援サービスの推進	・在宅医療・介護連携の現状と課題への対応策として、24時間365日の在宅支援サービスの実現に向けた検討等を引き続き進めていきます。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
在宅療養手帳利用者のうち要介護3以上の人の割合	上昇	39%	55%
自宅以最期まで療養できると考える人の割合〔ニーズ調査〕			
一般高齢者	上昇	6.3%	8.0%
要支援認定者	上昇	7.9%	9.0%

(4) 高齢者の人権尊重

成果と課題

- 虐待防止の啓発講座を介護事業所等に向けて実施しました。提起されるケースは増加しているものの、介護従事者のなかにも虐待の定義などの理解が不十分な者が見られ、更なる啓発の必要性を認識しました。
- 個々の虐待事案の対応については、高齢者の人権擁護を第一に虐待に関わった養護者の支援も重視しながら包括的に支援しました。また、関係の専門機関とのネットワーク強化を図りました。
- いわゆる「8050 世帯」のケースなど、何らかの障害や引きこもり状態、生活困窮などに起因しているのに養護者に適当な支援制度がない場合や、介入を拒否されるケース、長期化するケースなどの困難事例が増加しています。
- 成年後見に関しては、成年後見センターと連携しながら啓発等を促進し、また個別ケースについても連携して対応しました。しかし、制度の認知度は低いことから、潜在化しているケースがあると考えられ、適切な把握と対応が必要となります。

■成年後見制度・日常生活自立支援事業相談件数

	平成 30 年度	令和元年度
成年後見制度	258	267
日常生活自立支援事業	293	331

■高齢者虐待相談件数(実人数)

	平成 30 年度	令和元年度
相談件数(実人数)	47	48

■虐待の内容(延べ人数)

	平成 30 年度	令和元年度
身体的虐待	16	22
心理的虐待	5	8
経済的虐待	3	1
介護法規	2	4

施策の方向性

- 関係機関との連携を強めることで、必要なケースに対して成年後見制度や日常生活自立支援事業が円滑に適用されるよう図ります。
- 各家庭に潜在する虐待を早期に発見するため、介護従事者や地域の支援者の意識や認識の向上をさらに図ります。

- 高齢者の権利や健全な生活の確保に向けて、養護者に係る問題や生活困窮の問題など、当該世帯の包括的な支援を要するケースが増えており、各相談事案について、適切な機関と協調して支援するべく、全庁が連携した重層的な支援体制を構築することが必要です。

主要な事業

事業名	事業の方向
成年後見制度利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の運用の充実と適正化、ひいては支援拡大のため、南部4市共同で地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の設置をめざします。 ・ 市民に向けて制度の周知を図り、制度利用の拡大を進めます。
高齢者虐待防止等啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座や虐待事例勉強会を市民・関係者双方を対象に継続して実施し、気付く意識の啓発を進めます。
断らない相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの地域配置と、地域福祉の推進に係る重層的支援体制整備事業とを連携して推進します。 ・ 身近な各地域の拠点で包括的な相談や伴走型の支援が行えるよう体制構築をめざします。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
虐待防止啓発講座受講者数(一般)	上昇	98人	130人
虐待事例勉強会参加者数(関係者)	上昇	36人	40人

(5) 認知症対策の充実

成果と課題

- 認知症サポーター養成講座は、小学校や企業からも毎年数件ずつ依頼があるなど、受講者数も経年的には増加しています。児童から成人層までの幅広い市民に、認知症についての正しい理解を促しましたが、圏域でやや偏りがあります。
- 認知症初期集中支援事業は、平成30年度6名、令和元年度10名を対象に実施しました。専門医を交えたチーム員会議で支援の方向性を確認し、必要なサービス適用や専門医受診、家族支援等を行っています。しかし、方針に基づいて関わりを図るものの、必要なサービス等に結びつかないケースもあり、実際の支援の難しさがあります。
- 初期の認知症では、家族からの相談など発信が遅い傾向があり、市民の理解が十分でないことが伺えます。また独居高齢者等の場合は、早期での対応が特に難しいことが課題となっています。
- ひとり歩き(徘徊)高齢者等事前登録制度については、市広報をはじめ、居宅介護支援事業所連絡会議や民生委員定例会などで周知した効果もあり、近年登録者が増加しています。登録者に貼付する見守りシールについて、市民に広く知ってもらい、地域での見守りを広げていく必要があります。
- 認知症により行方不明(徘徊)がある高齢者に位置探索装置を貸与する事業については低調です。充電の問題や紛失リスク、機器の大きさなど技術的な解決が待たれます。

■認知症サポーター養成講座受講者数実績

	平成30年度	令和元年度
受講者数	542	650
開催回数	15	13

■認知症初期集中支援事業の利用者実績

	平成30年度	令和元年度
利用者数	6	10

■ひとり歩き(徘徊)高齢者等事前登録状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録人数	19	27	46

施策の方向性

- 認知症の人の尊厳が守られ、安心して生活できる地域をめざし、認知症への知識と理解を市民全体に広めるべく、あらゆる機会を活用して認知症に関する啓発を推進します。
- 認知症を早期発見・診断・対応していくための認知症初期集中チーム体制を基本に、認知症の初期の段階で、医療と連携のうえで個別に接し、適切な支援を行います。
- 認知症等高齢者のひとり歩きへの理解を推進し、多くの市民が温かい目で見守る地域社会をめざします。

主要な事業

事業名	事業の方向
認知症ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と連携しながら、認知症に対応できる介護サービス事業所等の充実と適切なケアマネジメントを促進します。
認知症初期集中支援事業 (認知症の早期発見・早期対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）や認知症に関する相談先の周知を図ります。 ・かかりつけ医と連携した上で、認知症専門医による訪問相談を実施します。 ・専門医、認知症サポート医、保健師、社会福祉士など、医療と福祉の多職種の専門スタッフでチームを作り集中的な支援を行う取組を充実します。
認知症サポーターの拡充 (認知症への正しい知識・理解の普及)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する正しい知識・理解に向けては、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成事業に引き続き取り組みます。 ・特に、小中学校や各自治会、企業等へ出向いてサポーター養成講座を実施することで、認知症の人や家族を支援するボランティアの育成、充実を地域において図ります。
若年性認知症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症施策の推進にあたっては、企業人権啓発推進協議会を通じて認知症サポーター養成講座のチラシ等を配布・周知するなど、企業への普及・啓発を軸に推進を図ります。 ・もの忘れ相談や総合相談のなかで就労先での支援が必要と判断される場合は、関係機関につなげ、連携を取りながら支援をしていきます。

事業名	事業の方向
ひとり歩き（徘徊）高齢者対策 (認知症高齢者の見守りの充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症等高齢者の行方不明が発生したときに、「見守りネットワーク」の協定先等に、必要な基本情報を速やかに提供し、捜索協力を依頼する仕組みを構築します。 ・有志の市民や市民団体などにも拡大させ、多くの市民の温かい目が高齢者のひとり歩きを見守るまちをめざします。 ・位置探索装置の情報収集や試行を積極的に行い、家族の心配や捜索の負担の軽減をめざします。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
ひとり歩き(徘徊)高齢者等事前登録者数	上昇	46人	110人
「見守りネットワーク」の締結団体数	上昇	40団体	46団体
認知症サポーター養成講座受講者数	上昇	650人	680人
認知症初期集中支援事業利用者数	上昇	10人	24人

3 介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

(1) 介護ニーズに的確に応えるサービス基盤の強化

成果と課題

- 居宅サービスについては、介護保険制度の初期と比較すると、訪問看護・介護サービスを中心に内容等が相当充実し、在宅での療養・介護の可能性を高めてきており、本市においても提供時間の拡大などの取組が進みつつあります。
- リハビリに対応する通所や訪問サービスへのニーズも高まっているほか、認知症の利用者への適切な対応が、サービス提供において重要なテーマとなっています。
- 定額で、サービス利用の自由度が比較的高い小規模多機能型居宅介護事業所を、令和2年に市内に1か所整備を促すことができました。
- 施設サービスに関しては、介護老人福祉施設を7期中に計画どおり100増床するよう促せたため、県内市平均と比べて大幅に低かった介護老人福祉施設の充足率（要介護3以上に対するベッド数18.18%、県内市平均29.82%）が、7期末には推計で29%となり、県内市平均との差が縮まる見込みとなっています。老人保健施設は200床あり、他市より充実しています。また、市内にはサービス付き高齢者向け住宅1施設（定員17人）、住宅型有料老人ホーム1施設（定員26人）が所在しており、令和2年7月1日時点で定員に達していません。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)のベッド充足率

	ベッド保有数 (本市・各年度末)A	要介護3以上 (本市・各9月末)B	ベッド充足率	
			本市 A/B	(県内市平均)
平成29年度	130床	715人	18.18%	29.82%
令和2年度	230床	792人	29.04%	34.05%

A：各年度末 B：平成29年度は9月末、令和2年度は年度当初

- 介護者の負担軽減については、介護が困難なケースに係る精神的な支えや支援を地域包括支援センターで実施してきました。
- 「介護者交流会」や「認知症カフェ」を支援し、家族の悩みや情報の共有を進めました。参加者は増加傾向にあります。
- 在宅介護の費用負担の軽減のため、高齢者等おむつ費用助成を継続して行いました。

■介護者交流会／認知症カフェ／高齢者等おむつ費用助成の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家族介護者交流事業参加者	21人	25人	35人
「認知症カフェ」参加者数	97人	114人	136人
高齢者等おむつ費用助成	452人	492人	540人

○新しい総合事業の核であるB型・D型サービスは、市内ではまだ普及がありません。地域で介護を支え合うためにも芽生えさせ、拡大していくことが必要です。

○A型サービスについては、令和元年10月から現行相当との報酬額の差異を小さくしたことで相当拡大が進んでいます。

■A型(緩和型)サービス提供件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問型サービス	13件	136件	227件
通所型サービス	38件	507件	953件

施策の方向性

- 施設介護サービスについては、老人保健施設の状況と合わせると、7期における整備によって一定充足され、当面その状況が維持できると考えています。
- 居宅サービスについては、質的、内容的な充実をさらに促すことが重要と考えています。特に、訪問看護・介護の提供体制の充実と、認知症対応型サービスの拡大のほか、利用者と介護者の双方にとって安心感と利便性が高い「小規模多機能型居宅介護サービス」の拡大を図ります。
- リハビリサービスについては、提供体制が一定構築されていることから現状の体制が維持されることが望まれます。
- 認知症の高齢者が増加する中で、認知症高齢者などの介護者の悩みや思いに共感し、寄り添って支援することや、介護者同士が情報を交換できる場の重要性は増しており、介護者支援、情報提供に引き続き積極的に取り組んでいきます。
- 身近な地域の親しみやすい居場所づくりや、見守り、家事援助、移動支援サービスの普及を図るため、ボランティア等の多様な担い手により予防サービスを提供する総合事業B型・D型事業への補助制度の確立をめざします。総合事業A型については、従前相当との報酬額の差異を小さくしたことで一定の拡大が図れており、さらに推進するため現状を維持します。

主要な事業

事業名	事業の方向
訪問看護・介護の充実	・「24時間訪問看護・介護検討会」、「医療・介護多職種交流会」などにおいて、体制整備や事業運営に必要なことを常に検証し、支援策の立案・実施に繋がります。
在宅介護の推進	・小規模多機能型居宅介護事業所の増加を促します。
介護者家族への支援の充実	・「認知症カフェ」や「介護者家族の会」など、介護者家族の交流のプラットフォームとなる事業や市民活動の支援、情報提供に積極的に取り組みます。
高齢者等おむつ費用助成	・現行制度を維持することを基本に、地域支援事業と市町村特別給付に対象者を区分して実施します。
介護予防・生活支援サービスの促進	・総合型スポーツクラブなどの既存のNPO法人や、既に一定の規模で通いの場や見守り活動を行っている地域のボランティア組織を皮切りに、総合事業B型の適用を働き掛けることで、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの普及を徐々に図っていきます。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
「認知症カフェ」参加者数	上昇	36人	40人
介護のために仕事を辞めた家族・親族がいないと回答した〔在宅介護実態調査〕			
家族介護者	維持	89.9%	90.0%

(2) 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適正な運営

成果と課題

- 予防介護プランを対象にプランチェック型の地域ケア会議を、各種専門職、スーパーバイザーを招いて実施し、自立支援を念頭にしたケアプランの策定を促しました。
- 「居宅介護支援事業所(ケアマネ)連絡会議」を月例開催し、研修会を併催することで、ケアマネジャーの支援と資質向上に取り組みました。

■プランチェック型地域ケア会議／ケアマネ連絡会議の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
プランチェック型地域ケア会議開催	36 回	36 回	35 回
ケアマネ連絡会議参加事業所の割合	74%	85%	84%

- 令和元年度からは専門職による体制を倍化して、介護給付適正化事業の主要5事業(介護認定適正化、ケアプランチェック、住宅改修確認、縦覧点検・医療情報突合、給付費通知)に取り組みました。
- 市が指定・指導の権限を持つ地域密着型事業所及び居宅介護支援事業所を対象に、定期的な実地指導のほか、人員配置やサービス内容に疑義がある事業所に対しては、適時実地指導等を実施するなど、厳正かつ丁寧に指導を行った。
- 介護相談員を希望される事業所に派遣し、利用者から相談や苦情を受け、事業所に橋渡しするなど、意思疎通を支援しました。

■介護相談員を受け入れた施設の割合

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入所施設・通所事業所	83%	83%	87%

施策の方向性

- 介護保険者の重要な機能である給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス(事業者)の資質向上のための支援と指導に引き続き取り組みます。
- 保険者機能を担う地域包括支援センターの機構の合理化と体制の充実を図ります。

主要な事業

事業名	事業の方向
地域ケア会議の開催とプランチェック	・ 予防介護プランを対象にプランチェック型の地域ケア会議を開催し、プランナー（ケアマネジャー）への指導・支援を継続します。
介護給付適正化事業の推進	・ 介護給付適正化事業の主要5事業に取り組みます。
地域包括支援センターの合理化と体制の充実	・ 高齢者福祉関係事務機構の合理化を行います。 ・ 地域包括支援センターの日常生活圏域へ配置を段階的に進めます。
事業所への実地指導	・ 地域密着型事業所及び居宅介護支援事業所に対する実地指導等を、年次の実施計画に基づき適切に実施します。

事業指標

	指標種別	令和元年度	令和5年度目標
ケアマネ連絡会議参加事業所の割合	維持	84%	85%
介護相談員を受け入れた施設の割合	上昇	87%	95%